障害児通所支援利用までの流れ

障害児通所支援

・児童発達支援、放課後等デイサービスなど

⇩

１．相談・申請

・窓口や事業所でサービスについて相談
・具体的な利用希望が決まったら市役所窓口に申請

⇩

２．調査

・市役所職員による、心身の状況に関する質問と概況の調査

⇩

３．（a）サービス利用計画案 又は（b）セルフプランの作成・提出

（a） の場合
・障害児相談支援事業者に利用計画の作成を申し込み、契約
・事業所が計画書の作成、市役所へ提出
（b） の場合
・本人や家族等がセルフプランを作成

⇩

４．支給決定・受給者証の交付

・市役所で障害児通所支援の内容や利用者負担を決定
・支給決定通知書と受給者証を送付

⇩

５．サービス事業所との契約・利用開始

・利用する事業所と契約を結び、サービスの利用を開始

１．相談・申請

・障害福祉課の窓口や君津市障害者基幹相談支援センター等に相談します。
・障害福祉課で申請可能な対象者かどうか確認を行います。お子さんが障害者手帳等を持っていない場合、※療育支援の必要性が確認できる書類について、障害福祉課と話し合います。※３～４ページをご確認ください。
・具体的なサービスの利用希望が決まったら、障害福祉課に申請します。

２．調査

・市役所職員による、心身の状況に関する質問と概況の調査が行われます。

３．（a）サービス利用計画案 又は （b）セルフプランの作成・提出

（a）の場合
・障害児相談支援事業者にサービス利用計画の作成を申し込み、契約をします。費用はかかりません。
・事業所の相談員が本人・家族等の意向や希望するサービス等の内容を聞き取り、サービス利用計画案の作成をし、市役所へ提出をします。

（b）の場合
・本人や家族等が、サービス利用にあたっての目標等についてセルフプランを作成します。

４．支給決定・受給者証の交付

・市役所で本人・家族等の状況、利用意向、サービス利用計画案などを踏まえて障害児通所支援等の内容を決定します。決定後に支給決定通知書と受給者証をお渡しします。
※受給者証は利用する事業所で必ず提示してください。

５．サービス事業所との契約・利用開始

・利用する事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。
・サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います。

★申請からサービス利用開始まで１か月程度かかります。

対象者の範囲について

① 身体障害者手帳を所持している児童

② 療育手帳を所持している児童

③ 精神障害者保健福祉手帳を所持している児童

④ 小児慢性特定疾病医療給付受給者又は特定医療費（指定難病）受給者証を所持している児童

⑤ 児童が特別児童扶養手当の対象児童で保護者が受給している場合

⑥ 上記①～⑤にあてはまらない児童が療育支援を受ける必要がある場合

→次ページを参照

※療育支援の必要性が確認できる書類について

市が障害児通所支援サービスの受給者証を交付するにあたって、利用するお子さんの発達状況と療育支援の必要性について確認をしています。お子さんが障害者手帳を持っていない場合、特別児童扶養手当等の受給がない場合、小児慢性特定疾病医療給付受給者でない場合や特定医療費（指定難病）受給者証を所持していない場合は、療育を必要とするか否かについて以下のような方法により確認をしています。

まずは、障害福祉課へご相談ください。

（例）

①診断書や意見書	お子さんが発達の遅れを理由に病院へ通院している場合	保護者より主治医へ相談、依頼をし、市へ提出（ただし、文書作成料は自己負担となります。また、お子さんの発達状況や療育の必要性についての記載が必要となります。）
②健診結果	１歳６か月児健診や３歳児健診で、発達について指摘された場合	保護者に同意を得た上で、障害福祉課から健康づくり課へ情報照会をします。
③発達相談の記録	健康づくり課で行う発達相談を利用した場合や君津市幼児ことばの相談室を利用した場合	保護者に同意を得た上で、障害福祉課から健康づくり課や君津市幼児ことばの相談室へ情報照会をします。
④教育支援委員会関係書類	お子さんが支援学級に在籍している場合	保護者に同意を得た上で、障害福祉課から教育センターへ情報照会をします。

利用者負担について

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の４区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、おやつ代等については自己負担となります。※２０１９（令和元）年１０月１日より、３歳児から５歳児が障害児通所支援等のサービスを利用する場合の利用者負担が無償化されています。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般１	市町村民税課税世帯 所得割 28 万円未満	４，６００円
一般２	上記以外	３７，２００円

所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 （施設に入所する 18、19 歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害児 （施設に入所する 18、19 歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

多子軽減について　※申請時に在園証明書等が必要になります

未就学児が障害児通所支援を利用する場合に、一定の要件に該当する方は負担が軽減されます。

対象者

① 利用する児童の他に保育所等（※）に通う兄又は姉がいる第２子以降の者

② 市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯で、通所決定保護者と生計を同じくする兄又は姉（児童）がいる第２子以降の者

※保育所等とは... 幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、情緒障害児短期治療施設、障害児通所支援事業所等

多子軽減措置適用後の利用者負担

対象者	多子軽減措置適用後の利用者負担
① 兄又は姉が保育所等に通う就学前の障害児通所支援利用者のうち第２子 ② 第２子	障害児通所支援の総費用額の100 分の５ ※ただし、無償化児童がいる場合は１００分の０
① 兄又は姉が保育所等に通う就学前の障害児通所支援利用者のうち第３子以降の者 ② 第３子以降の者	０円

【例】

《対象者①で４人兄弟の場合》

小学校２年（対象外）
保育園年長（第１子）
児童発達支援（第２子）**負担額 100 分の５**
児童発達支援（第３子）**負担額０円**

《対象者②で４人兄弟の場合》

中学校１年生（第１子）
小学校４年生（第２子）
保育園年長（第３子）
児童発達支援（第４子）**負担額０円**